



学習のポイント

- 行政の事務を遂行する権利・義務の主体を行政主体といいます。国や地方公共団体以外にも法律によって多様な行政主体が設けられています。
- 行政機関とは行政主体を構成する単位のことです。行政機関の概念には2種類あります。
 - (1) 作用法的行政機関概念
作用法上の権限に着目して、行政機関を①行政庁（行政主体の決定を外部に表示する権限を有する行政機関）、②補助機関（行政庁の決定を補助する行政機関）、③諮問機関（行政庁からの諮問に応じて又は自発的に意見を述べる行政機関）、④監査機関（行政機関の事務・会計について検査し、その適否を監査する機関）、⑤執行機関（私人の身体・財産に対して直接実力を行使する行政機関）に分類します。
 - (2) 事務配分的行政機関概念
一定の所掌事務の担い手となる単位を行政機関として把握します。この場合、省・委員会等は行政機関として把握されます。
- 行政組織の編成は、憲法で定めがある場合を除いて、国会が重要な内容については法律により行わなければならないとの見解が支配的です。地方公共団体の場合、自治権に基づいて組織編成権を有すると解されていますが、地方自治法が一定の制限をしています。
- 特定の行政機関の権限は、①権限の委任、②権限の代理及び③専決・代決がある場合、他の行政機関によって遂行されます。ただし、それぞれ法律の根拠の有無、権限行使の効果の帰属などの点で異なるので注意する必要があります。
- 上級機関による下級機関に対する指揮・監督の理論及び制度が形成されています。指揮・監督の手法として、①監視権、②許認可権、③訓令権、④取消し・停止権、⑤代執行権、⑥権限争議裁定権があります。